

## 資料2-7

### 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等 「原子力利用に関する重要事項に関すること」(設置法第二条第八号)

平成25年9月2日  
内閣府

#### 1. 事務の具体的な内容

原子力委員会設置法の他、各法令において以下の業務が位置付けられており、諮問に対し、答申等を行っている。

- ・特定放射性廃棄物(高レベル放射性廃棄物等)の最終処分に関する基本方針又は最終処分計画を定めるに当たって、経済産業大臣に意見を述べる。(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律)(参考 7-1, 2)
- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の決定及び同機構の理事長の任命に当たって主務大臣(文部科学大臣、経済産業大臣)に意見を述べる。(日本原子力研究開発機構法)(参考 7-3,4)

また、「原子力損害の賠償に関する法律」では、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない」旨定められているが、これまで、本件に係る意見書を提出した実績はない。

#### 2. 活動の成果

- ・特定放射性廃棄物の最終処分に係る、基本方針や最終処分計画に対する経産大臣への意見
  - (別添 7-1) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針について(諮問)(2008.2.19)
  - (別添 7-2) 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改訂について(答申)(2008.2.26)
- ・日本原子力研究開発機構の中期目標の決定及び理事長の任命に際しての意見
  - (別添 7-3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)の変更について(諮問)(2012.2.28)
  - (別添 7-4) 独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)の変更について(答申)(2012.3.13)
- ・日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向

## けての基本的な考え方

### 3. 課題等

- 法定業務については、当該法律の趣旨を踏まえ、原子力委員会又は後継組織が担当することが適當かどうかも含めて、あらためて検討することが適當と考えられる。(昨年有識者会議指摘)

(参考)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年六月七日法律第百十七号)

第三条 経済産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力規制委員会)の意見を聴かなければならない。

4~6 (略)

第四条 経済産業大臣は、基本方針に即して、経済産業省令で定めるところにより、五年ごとに、十年を一期とする特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画(以下「最終処分計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するものにあっては、原子力規制委員会)の意見を聴かなければならない。

4~7 (略)

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年十二月三日法律第百五十五号)

第十二条 文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

第二十五条 主務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力委員会の意見を聴かなければならない。



(別添 7-1)

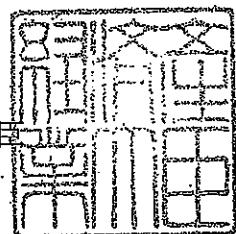
経済産業省

平成20・02・08資第110号

平成20年2月18日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終  
処分に関する基本方針について（諮問）

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を、別添のとおり改定することについて  
、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第3条第6項  
において準用する同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



## 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針（案）

特定放射性廃棄物には、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物を固型化した物及び代替取得により取得した物

（以下「第一種特定放射性廃棄物」という。）と、当該使用済燃料の再処理等に伴い、使用済燃料等によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入した物であって、長期間にわたり環境に影響を及ぼすおそれがあるもの（以下「第二種特定放射性廃棄物」という。）とがある。

これらの特定放射性廃棄物は、多量の放射性物質を含み、その放射能が高い、又はその放射能の減衰に長期間を要するため、地下深部に設けられた最終処分施設に適切に埋設することにより、人間の生活環境から隔離して安全に最終処分することが必要である。

最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上での最重要課題の一つであるとともに、極めて長期にわたる事業であることから、安全性の確保を大前提としつつ、安定的かつ着実に進めていくことが必要である。また、概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地（以下「概要調査地区等」という。）の選定や最終処分の実施を円滑に実現していくためには、概要調査地区等の選定に係る関係住民及び国民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、事業の各段階における相互理解を深めるための活動や情報公開の徹底等を図る必要がある。さらに、これまでの原子力発電の利用に伴い、既に特定放射性廃棄物が発生していることから、速やかに概要調査地区等の選定に着手し、着実に最終処分事業を進めていく必要がある。

そのため、国、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者（以下「発電用原子炉設置者等」という。）その他関係研究機関が適切な役割分担と相互の連携の下、関係住民及び国民の理解と協力を得ながら、それぞれの責務を果たしていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、必要な事項を定めるものである。

なお、最終処分事業が極めて長期にわたる事業であることから、本基本方針は、今後の技術の変化等、事情の変更に応じて、所要の見直しを行うものとする。

### 第1 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方向

第一種特定放射性廃棄物は、固型化した当初は放射能が非常に高く発熱量も高い状態にあるが、時間の経過とともに放射能が減衰し発熱

量も減少することから、30年から50年間程度貯蔵した後、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。

第二種特定放射性廃棄物は、第一種特定放射性廃棄物と比べて、その放射能及び発熱量は相対的に低いものの、当該放射能の減衰に長期間を要するため、固型化し、又は容器に封入した上で、順次、安全性を確認しつつ、最終処分することとする。

機構は、貯蔵期間を終了した特定放射性廃棄物を円滑に最終処分することができるよう、適切な時期までに十分な規模及び年間処分能力を有する最終処分施設を設置し、当該施設において安全かつ確実に最終処分を行うものとする。

## 第2 概要調査地区等の選定に関する事項

機構は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下「法」という。）の規定に従い、概要調査地区等の選定を行うものとする。この際、概要調査地区の中から精密調査地区を、精密調査地区の中から最終処分施設建設地を選定するものとする。

国は、機構による概要調査地区等の選定過程を監督するとともに、機構の申請を受けて概要調査地区等の所在地を最終処分計画に定めようとするときには、当該概要調査地区等を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

なお、概要調査地区等の選定主体は機構であるが、国は特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を含む原子力政策を担当する立場から、発電用原子炉設置者等は特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有する立場から、機構が行う概要調査地区等の選定に積極的に協力することが必要である。

## 第3 概要調査地区等の選定に係る関係住民の理解の増進のための施策に関する事項

概要調査地区等の選定においては、関係住民の理解と協力を得ることが極めて重要であり、そのためには、相互理解促進活動や情報公開を徹底し透明性を確保することが必要である。

機構、国及び発電用原子炉設置者等は、相互理解促進活動や情報公開を行うに当たっては、生活様式や居住環境が地域や人によって異なることを踏まえ、説明会の開催、図書館や公的集会所への資料の陳列、広報紙や広告等への掲載やインターネットの活用等、情報へのアクセス手段を多様化し、より多くの人々が必要な情報を入手できるようにすることが重要である。また、求められる情報の提供に誠実に対応するとともに、情報が正確であるだけではなく、情報を受け取る側にとってわかりやすいものとすることに努力する必要がある。

機構は、概要調査地区等の選定に関し、それぞれ文献調査、概要調査及び精密調査の結果や選定の理由等を記載した報告書の作成や縦覧、報告書の内容を周知させるための関係都道府県内における説明会の開催を行うほか、報告書の内容について意見書を提出する機会の設定等、関係住民の意見を聴く機会を設け、その反映に努めることが必要である。

国は、機構から得た選定に関する情報、最終処分に関する技術的情報等を含め、特定放射性廃棄物の最終処分に関する必要かつ十分な情報の公開に努めるとともに、その政策的位置づけや安全性の確保のための取組を明確にし、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策に対し、関係住民の理解を得るよう努めるものとする。また、国及び関係地方公共団体は、機構による概要調査地区等の選定にあたり、十分な情報交換を行うとともに、円滑な意思疎通を行うよう努めることが必要である。

発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分に関する関係住民の理解を得るために活動を、機構及び国と連携しつつ、実施することが必要である。

#### 第4 特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する事項

最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁（人工バリア）と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層（天然バリア）とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとする。

最終処分に当たっては、機構は、実施主体として安全性の確保を最優先し、確実な実施を図るものとする。また、機構の最終処分業務に充てられる拠出金は、電力消費者が電力料金の原価への算入を通じて負担し、発電用原子炉設置者等が納付する、公共性の高い資金であることから、機構は、安全性の確保の前提の下、経済性及び効率性にも留意して事業を行う必要がある。加えて、最終処分事業は極めて長期間にわたることから、機構は技術等の変化に柔軟かつ機動的に対応できる体制であることが必要である。

国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する政策を担う立場から、その政策的位置づけを明確にしつつ、機構に対して法律と行政による監督と規制を行うものとする。国は、最終処分に関する安全の確保のための規制に関する法律を整備したところであり、その他規制に関する事項について、原子力安全委員会における検討等を踏まえつつ、適切な時期に整備し、これらの法律等を厳正に運用することが必要である。その際、国は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する安全性の確

保のための取組について、情報の公開に努め、国民との相互理解を深めるように努めるものとする。

発電用原子炉設置者等は、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、法に基づき拠出金を納付する義務を負うほか、特定放射性廃棄物の機構への適切な引渡し、機構に対する人的及び技術的支援等を行うことが必要である。

## 第5 特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発に関する事項

特定放射性廃棄物の最終処分に係る技術の開発のうち、機構は、最終処分事業の安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を担当するものとし、国及び関係研究機関は、最終処分の安全規制・安全評価のために必要な研究開発、深地層の科学的研究等の基礎的な研究開発及び地層処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等を積極的に進めていくものとする。当該技術開発等の成果については、最終処分事業や国の安全規制において有効に活用されることが重要である。このため、国及び関係研究機関は、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に当該技術開発等を進められるよう連携及び協力するものとする。

さらに、最終処分に関する国民との相互理解を深め、最終処分事業を円滑に推進するための社会的側面に関する研究開発も進めていくことが重要である。また、国は、最終処分に関する研究者や技術者を養成し、確保する方策について、関係研究機関と協力しつつ、検討していくことが重要である。

## 第6 特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民の理解の増進のための施策に関する事項

最終処分事業は、概要調査地区等に係る関係住民のみならず、原子力発電の便益を受ける国民の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。このため、国、機構、発電用原子炉設置者等及び関係研究機関は、相互に連携しつつ、特定放射性廃棄物の最終処分その他原子力に関する、広報の充実、強化及び必要かつ十分な情報公開に努めるものとする。

国は、最終処分に関する知識を普及し、国民の関心を深めるため、エネルギー、原子力、放射性廃棄物に関する広報や教育、学習の機会を増やすものとする。具体的には、例えば、シンポジウムや説明会の開催、広報素材による情報提供、教育機関に対する情報提供、専門家の派遣、深地層の研究施設等を活用した学習機会の提供が必要である。

機構は、最終処分事業の必要性や安全性等について、国民の理解を得るために、広報誌による情報提供や、様々な広告媒体を通じた広報活

動等、幅広い相互理解促進活動を行う必要がある。

発電用原子炉設置者等は、原子力に関する広報に努めるとともに、特定放射性廃棄物の発生者としての基本的な責任を有することから、特定放射性廃棄物の最終処分等に関し、PR施設の活用や様々な広告媒体を通じた広報活動等を実施し、国民の理解を得るための活動に積極的に取り組むことが必要である。

関係研究機関は、最終処分の安全性、信頼性について、分かりやすい情報発信に努めるとともに、深地層の研究施設等においては、当該研究施設や研究開発の内容の積極的な公開等を通じて、特定放射性廃棄物の最終処分に関する国民との相互理解促進に貢献していくことが重要である。

さらに、最終処分事業に関心を有する地域及びその関連する地域においては、国、機構及び発電用原子炉設置者等が、相互に連携しつつ、それらの地域の関係住民に対して、最終処分の安全性、概要調査地区等の選定に係る手続きや最終処分事業と地域との共生等について、きめ細かな相互理解促進活動を行うことが重要である。

また、機構及び国は、最終処分業務に必要な費用として拠出金を徴収することについて、国民の理解を得られるよう、拠出金の算定根拠を明らかにするものとする。

## 第7 その他特定放射性廃棄物の最終処分に関する重要事項

機構が行う最終処分事業は、原子力の推進を通じて、国民全般に利益をもたらすものである。また、当該事業は、概要調査地区等に係る関係住民との共生関係を築き、あわせて、地域の自立的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが極めて重要である。そのため、国は、文献調査段階から、電源三法（電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法）に基づく交付金等の地域支援措置を講じ、地域の振興に資することが重要である。機構は、最終処分事業と地域との共生について、関係地方公共団体が地域の特性をいかした多様な方策を主体的に検討することができるよう協力することが重要である。また、国及び発電用原子炉設置者等は、その実施に当たり、機構と一体となって総合的に取り組むことが必要である。また、機構は、最終処分事業の実施に当たっては、機構と関係住民との様々な交流を積極的に図り、機構と地域の一体感を深めるよう努めることが重要である。

国は、最終処分事業が長期にわたる事業であることにかんがみ、経済事情の変化、技術進歩や安全規制体系の整備等による事情の変更等に的確に対応できるよう、最終処分業務に必要な費用の見直しを柔軟に行うこととする。また、国は、最終処分積立金が安全かつ確実に運用され、かつ、確実に最終処分業務の実施に充てられるよう、指定法

人を指導、監督するものとする。

国及び関係研究機関は、最終処分の負担軽減等を図るため、長寿命核種の分離変換技術の研究開発について、国際協力、国際貢献の視点等も加味するとともに、定期的な評価を行いつつ、着実に推進することが必要である。



20府政科技番148号  
平成20年2月26日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づく特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について（答申）

平成20年2月18日付け平成20・02・08原第110号をもって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第3条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき意見を求められた標記の件については、妥当なものと認める。

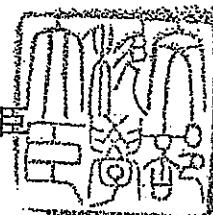




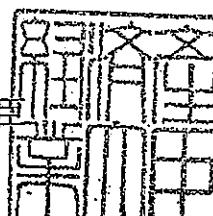
2・3文科開第796号  
平成24・01・25資第18号  
平成24年2月27日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣



経済産業大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する  
目標・(中期目標)の変更について(諮問)

独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき定めた、独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を別添のとおり変更することについて、独立行政法人日本原子力研究開発機構法第25条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。





府政科技第139号

平成24年3月13日

文部科学大臣 殿

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

独立行政法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（答申）

平成24年2月27日付23文科開第796号・平成24・01・25  
資第18号をもって独立行政法人日本原子力研究開発機構法第25条  
に基づき意見を求められた独立行政法人日本原子力研究開発機構の  
中期目標の変更については、妥当と認める。